

令和 8 年度

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和 8 年 4 月

杵築市

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、令和 8 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

1. 処理区域

杵築市内全域

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3. 本市が処理する一般廃棄物の種類

- ① 家庭系一般廃棄物
市民の家庭から発生するごみ
- ② 事業系一般廃棄物
市内の事業所等から発生するごみのうち産業廃棄物以外のもの

4. 一般廃棄物の排出量見込み

種類	収集ごみ (家庭系)	直接搬入ごみ (家庭系+事業系)	計 (排出量見込み)
もやすごみ	4,736.63 t/年	1,096.22 t/年	5,832.85 t/年
もやさないごみ	447.03 t/年	3.62 t/年	450.65 t/年
粗大ごみ	41.42 t/年	74.28 t/年	115.70 t/年
資源ごみ	632.50 t/年	0.00 t/年	632.50 t/年
計	5,857.58 t/年	1,174.12 t/年	7,031.70 t/年

◎「収集ごみ」とは、本市が収集運搬を委託している業者がごみ集積場から収集したごみで、家庭系一般廃棄物です。

◎「直接搬入ごみ」とは、個人または事業所が直接処理施設へ搬入しているごみで、家庭系一般廃棄物または事業系一般廃棄物です。

5. 一般廃棄物の区分と種類

①家庭系

区分	分別・種類
もやすごみ（可燃物）	生ごみ・皮革製品・プラスチック製容器・発泡スチロール・お菓子の袋など
もやさないごみ（不燃物）	陶器類・ガラス・プラスチック製品・ガス缶・傘・小型電気製品など
危険ごみ	蛍光灯・電池類（リチウムイオン電池を取り外すことが出来ない一体型製品を含む）・ライター
缶類（資源物）	飲み物、食べ物が入っていた缶類（油缶を除く）
びん類（資源物）	飲み物、食べ物、飲み薬、調味料が入っていたびん類
ペットボトル（資源物）	飲み物、調味料、つゆ、だし、酢などが入っていたペットボトル
古紙類（資源物）	新聞紙、折込広告、ダンボール、雑誌類、紙パック、雑紙
粗大ごみ（特別収集）	家具・自転車・その他指定袋1枚に収まらない大きさのもの
一時多量ごみ（特別収集）	引越しなどで一時的に多量に発生したごみ
家電※	テレビ・エアコン・冷蔵庫、冷凍庫・洗濯機、衣類乾燥機
動物の死骸	「犬」「猫」「うさぎ」などのペット類
処理できないごみ	タイヤ・バッテリー・耐火金庫・カーボン製品・フロン類使用機器など

※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目

②事業系

区分	分別・種類
可燃物	生ごみなど
資源物等	金属製容器・ガラスびん・紙類など

6. 一般廃棄物の収集及び排出方法等

①家庭系

区分	収集体制	収集回数	排出方法等
もやすごみ(可燃物)	市委託	週2回	市指定の指定ごみ袋(有料)にて指定排出場所に排出※
もやさないごみ(不燃物)		月1回	
危険ごみ			
缶類(資源物)			
びん類(資源物)			
ペットボトル(資源物)			
古紙類(資源物)			紐で括り指定排出場所に排出
粗大ごみ	市委託	月1回 ※予約制	収集車の寄り付ける場所まで排出 条例に規定する手数料を排出者が負担
	市許可業者	—	※市許可業者は応談
一時多量ごみ	市許可業者	—	※市許可業者は応談
動物の死骸	市委託	随時	電話等にて受付
家電	販売業者	—	応談
処理できないごみ	販売業者等	—	—

②事業系

区分	収集体制	収集回数	排出方法等
可燃物	①事業者自ら ②委託業者	—	※委託業者・リサイクル業者との契約によります
資源物等	リサイクル業者		

※1回の収集で1世帯当たり5袋以内とします。

収集日は、令和8年度杵築市ごみ収集カレンダーによります。

7. 収集・搬入ができない家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物の中には、藤ヶ谷清掃センターで処理が困難な物があります。

これらの物については収集ならびに藤ヶ谷清掃センターへの搬入ができませんので、購入先又は専門業者に処理を依頼してください。

以下に処理が困難な物の例を表示します。

タイヤ	大型ピアノ	建築廃材	ボウリングの球
バッテリー	農薬・殺虫剤・劇薬等	廃油・塗料	ドラム缶
消火器	二輪車(バイク)	ソーラーパネル	温水器
ガスボンベ	耐火金庫	石膏ボード	発電機
自動車の部品	鉛	カーボン製品	FRP製品
石で出来た製品	石・岩・土砂など	パソコン	家電リサイクル対象品目

8. 一般廃棄物の減量・リサイクルの施策に関する事項

(1) 4Rの推進に関する取組

①マイバッグ運動

容器包装リサイクル法施行規則の改正により、令和2年7月よりプラスチック製レジ袋の有料化が義務付けられたため、マイバッグ持参運動の更なる推進を図ります。

②適正な分別排出

家庭から排出された資源物(缶・びん・ペットボトル、古紙)の中には、排出方法を遵守していないために資源化ができない物も多く含まれているため、適正に資源として回収できるように、排出者への啓発及び指導等の強化を図っていきます。

③小型家電リサイクル

平成26年7月より、小型家電リサイクル法対象品目中の16品目を拠点回収していますが、リチウムイオン電池等を含む機器の回収を含めて推進します。

④インクカートリッジ拠点回収事業

プリンターメーカー4社が連携して、家庭で不要になったインクカートリッジの回収を促進するプロジェクトに賛同し、市役所等に専用回収箱を設置、回収品をメーカーに引き渡します。

⑤蛍光管及び乾電池等回収事業

「危険ごみ」として使用済蛍光管及びリチウム電池を含む使用済乾電池を回収・分別し、再資源化を推進します。

(2) 市民への意識啓発に関する取組

①出前講座の開催

ごみの減量及びリサイクルの必要性と重要性を啓発するため、出前講座等を開催し、ごみに関する様々な話を通して市民意識の高揚を図ります。

②ごみの処理に関する社会見学

小学生を対象としたごみに関する社会見学を通して、ごみの減量及びリサイクルの意識の高揚を図ります。

③おおいたうつくし大作戦

毎年10月に実施している海岸清掃では、臨海部を中心に多くの市民の方々に参加をいただいています。今後も参加者が増加するよう周知します。

(3) コストの削減に関する取組

①業者等への研修と指導

本市の家庭系ごみの収集運搬等を委託している業者に対して、質の高い収集と運搬を目指すため、研修及び指導を行います。

また、本市が許可している一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導を強化し、不適正なごみの処理を抑制します。

②近隣自治体との連携

本市・別府市・日出町の2市1町で、ごみに関する協議会を定期的を開催していますが、今後も引き続きごみ減量化についての連携を強化します。

(4) 景観維持に関する取組

①ボランティア清掃

ボランティア清掃を実施する団体等に対して、きつきアダプトプログラム推進事業による支援やボランティアごみ袋の配布などを行い、ボランティア清掃活動を推進します。

②全市一斉清掃

8月の第一日曜日に実施される全市一斉清掃は、多くの市民の方々に参加をいただいています。今後も参加者が増加するよう周知します。

③不法投棄の防止

市民の方からの情報提供やパトロールなどの監視体制を強化し、不法投棄を防止するとともに、不法投棄された土地の所有者に対しては、看板の設置などの防止策を指導します。

④県との連携

本市から発生する産業廃棄物の収集・運搬・処理等は県の所管であり、事業者及び産業廃棄物処理業者などによる不適正な処理等が行われないように、県との連携を強化します。